

海洋構造物及びロールオン・ロールオフ旅客船の 復原性計算機のソフトウェアに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編及び P 編

改正事項

海洋構造物及びロールオン・ロールオフ旅客船の復原性計算機のソフトウェアに関する事項

改正理由

IACS 統一規則 L5 は、船上に搭載する復原性計算機のソフトウェアに対する機能、計算精度及び承認等の統一的な運用を目的として規定されている。IACS は、SOLAS 条約第 II-1 章第 8-1 規則で旅客船に新たに要求される復原性計算機に対応するため、そのソフトウェアの要件等を定めた IACS 統一規則 L5(Rov.3)を 2017 年 6 月に採択した。なお本会は、同統一規則のうち貨物船に関する規定を既に本会規則に取り入れている。

上記に加えて、海洋構造物に搭載する復原性計算機についても同統一規則の要件を適用する必要があることから関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 海洋構造物に復原性計算機を搭載する場合の検査要件を規定した。
- (2) 復原性資料を補うものとして復原性計算機を海洋構造物に備える場合、復原性計算機は鋼船規則検査要領 U 編附属書 U1.2.2 の規定に適合するよう規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 12.2.6

鋼船規則検査要領 B 編 B12.2.6

鋼船規則検査要領 P 編 P18.2.2